

●香川県告示第19号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、下笠居加入区について、平成21年香川県告示第22号による保険に付すべき義務は、平成25年1月15日限り消滅したので、告示する。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造